解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月三日社員の欠亡により解散し、令和八年六月三十日に清算人が選任されたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

北海道紋別市潮見町五丁目一番二七号
医療法人社団さとう歯科
清算人　廣田　善康

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

川崎市川崎区砂子二丁目一〇番地七ルリエ
川崎駅前三〇三
管理組合法人ルリエ川崎駅前
清算人　井ノ本真佐夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月七日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

三重県津市豊が丘二丁目一番二号
豊が丘団地管理組合法人
代表清算人　相坂　民夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月七日の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

島根県出雲市斐川町荘原三〇八三番地
宗教法人日本ホーリネス教団出雲エシュルン教会
清算人　中道　善次

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年七月二十一日の山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

山口県山口市小郡大正町一五番七号
新山口駅北地区市街地再開発組合
清算人　石田光一郎
清算人　平田　雅典

解散公告（第三回）

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

福島県福島市佐倉下字林泉二四番地
宗教法人大寶院
清算人　弁護士　大河内敬子
連絡先　福島県福島市北五老内町一番三号
福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十六日鹿児島地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

鹿児島県大島郡宇検村田検四六八番地一
宗教法人南西諸島イエス之御霊教会
事務所　鹿児島県姶良市東餅田二四九〇番地二　岩井法律事務所
清算人　弁護士　岩井　作太

第八十二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表

単位・千円

資産の部		
流動資産		三、一一六、四一三
固定資産		四、一八九、七四五
	資産合計	七、三〇六、一五八
負債及び純資産の部		
流動負債		二、七七七、七七六
固定負債		三、二四一、五五四
株主資本		一、二八六、八二八
資本金		一〇〇、〇〇〇
資本剰余金		四九二、三八二
資本準備金		四六五、六四一
その他資本剰余金		二六、七四一
利益剰余金		六九四、四四五
利益準備金		六七　四一五
その他利益剰余金		六二七、〇三〇
（当期純利益）		（九三、四一〇）
負債及び純資産合計		七、三〇六、一五八

令和八年八月十日

佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目三番二号
株式会社サガシキ
代表取締役　枝吉　宣輝

第９期決算公告

令和８年８月10日

茨城県土浦市紫ヶ丘５番地３
株式会社ファーストフーズつくば
代表取締役社長　松本　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,271,287
	固定資産	1,825,230
	資産合計	**3,096,517**
負債及び純資産の部	流動負債	1,758,766
	固定負債	1,008,703
	株主資本	329,048
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	129,048
	その他利益剰余金	129,048
	（うち当期純利益）	（104,696）
	負債・純資産合計	**3,096,517**